

平成25年度第1回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成25年5月17日（金）

午前10時から

場所：庁議室

文京区総務部総務課

出席者 (委員) 内山忠明 前田俊房 宮崎文雄 諸岡健至 宮内秀一 平本喜祿

(事務局) 総務部長 渡部敏明

総務部総務課長事務取扱総務部参事 林頭一

総務部総務課情報公開・法務担当主査 松原正和

総務部総務課情報公開・法務担当主事 和田美優 藤田美菜

欠席者 (委員) 木元武一 中山泰一

1 開会

○総務課長 それでは、おはようございます。定刻より若干早いのですが、皆様おそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は木元委員、中山委員から欠席のご連絡をいただいております。そのほかの委員の皆様方におきましてはご出席をいただいておりますので、本日の審議会は審議会条例第7条第1項に規定いたします定足数を満たしており、有効に成立しておりますことを、ここにご報告申し上げます。

本日は、文京区情報公開条例及び文京区個人情報保護条例に基づきまして、各制度の実施状況のご報告をさせていただく予定でございます。

2 総務部長挨拶

○総務課長 それでは、渡部総務部長から、御挨拶をさせていただきます。

○総務部長 どうも皆さん、おはようございます。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨年夏に、広報課からご連絡させていただいたかと思うのですが、情報公開制度につきましては、長年、企画政策部の広報課で区民への情報提供の一環ということで担当しておりましたが、行政情報、特に文書情報の管理と一体で情報公開になったほうがいいのではないかという議論が一昨年度にありまして、この4月から、行政情報の管理を担っている総務課のほうに情報公開制度を移管することになりました。改めて申し上げるまでもなく、情報公開制度を支えているのが、行政情報の管理ということになりますので、しっかりと行政情報の管理を行って、情報公開制度を適切に運用していきたいというふうに考えておりますので、

引き続きよろしく願いをいたします。

そんなことで、4月から、事務局のメンバーもすっかり替わったのですが、私だけはたまたま同じタイミングで企画のほうから総務のほうに異動になりました関係で、引き続きということになりますが、今年度もどうぞよろしく願いいたします。

○総務課長 それでは、会議進行に先立ちまして、今お話がございましたように、本年の4月から、この情報公開制度を所管いたしますのが総務部総務課となりました。

初めに事務局職員の紹介をさせていただきます。総務部長の渡部でございます。

○総務部長 よろしく願いします。

○総務課長 私は、総務課長の林と申します。よろしく願いいたします。

次に、総務課の担当職員をご紹介します。担当主査であります、松原でございます。

○担当主査 松原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長 次に、担当職員でございますが、和田でございます。

○担当職員 和田と申します。よろしく願いいたします。

○総務課長 同じく、担当職員の藤田でございます。

○担当職員 藤田と申します。よろしく願いいたします。

○総務課長 どうぞよろしく願いいたします。

それでは、情報公開制度等に係る定例報告に入らせていただきます。進行を内山会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

3 議事 (定例報告)

○内山会長 おはようございます。それでは、平成25年度第1回の文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開始させていただきます。本日は、既にご配付されていると思いますが、次第の中では、定例報告をいただくと予定されてございますので、まずはこの定例報告について事務局から一通りの説明をいただきたいと存じます。ご質疑等は、その後に頂戴できればというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○総務課長 それでは、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る定例報告をさせていただきます。恐れ入りますが、座らせていただいて、ご説明をさせていただきますと思います。

ご説明の前に、お手元の資料のご確認をまずお願いしたいと思います。資料はあらかじめご送付させていただいておりますけれども、資料の第1号から第10号までとなっております。

す。お手元の資料はよろしいでしょうか。もし不足があれば、お声をかけていただければと思います。

それでは、資料の第1号からご説明をさせていただきます。資料第1号は1-1、それと1-2の2つの資料となっておりますが、平成24年度の行政情報の公開請求件数を取りまとめたものでございます。1-1号につきましては所管別に請求件数を整理したもの、また、1-2号は詳しい請求の内容でございます。

1-1号の表の下の合計欄にありますように、平成24年度は、総件数で381件の公開請求がございました。この公開請求のうち即時公開された件数は254件、率にいたしますと66.7%となっております。ご参考までに3か年の請求件数の推移でございますが、平成22年度は249件、23年度は332件、24年度におきましては381件と、こういう数字となっております。

1枚おめくりいただきますと、資料の1-2号となっております。こちらの1-2号につきましては、特徴的な内容を申し上げますと、少しページをおめくりいただきますと、36ページの請求番号の24249番から38ページの24262番、また、39ページの24266、24267などの指定管理者に関係いたします公開請求、こちらが36件となっております。

また、1ページにお戻りいただきまして、番号で言いますと24003番になりますが、食品営業許可台帳とございますけれども、食品衛生関係、これらのものが24件。また、2ページの24009、24011などの小石川植物園周辺道路整備にかかわります請求、それらが件数の多い案件となっております。

続きまして、資料の第2号でございます。資料の第2号は、個人情報の開示等の請求件数を取りまとめたものでございます。資料第1号と同じく、2-1につきましては所管別に件数を整理したもの、おめくりいただきまして、2-2につきましては請求の内容でございます。

24年度の請求件数につきましては、2-1号、合計欄にございますとおり、61件の個人情報の開示請求がございました。過去の個人情報の開示請求につきましては、22年度が58件、23年度は54件となっております。

次に、資料の2-2号でございます。戸籍住民課が所管しております戸籍に係る謄本、住民票、印鑑登録証明書、これらの交付申請書の開示請求が多くございました。

続きまして、資料第3号でございます。こちらは、情報公開条例で公表が義務づけられている、あるいは努力義務となっているものがございますが、条例に基づいて実際に行政情報

センターにおいて公表したもののリストでございます。

1枚目の条例第22条に基づく公表資料でございますが、区の基本計画、各分野の個別計画、附属機関の報告書、議事録、主要事業の進行状況など、区政の説明責任を果たす上で重要と思われる情報については公表が義務づけられております。

次のページは、条例第23条の規定に基づき情報提供が努力義務とされている資料でございます。統計資料、調査報告、事業概要などがこれに当たっております。

なお、当区におきましては、条例の規定にかかわらず、行政情報センター及び区のホームページ等におきまして、情報を提供するよう努めているところでございます。

続きまして、資料第4号から第9号までは、個人情報保護制度に係る報告事項でございます。

まず、資料第4号、こちらは個人情報業務登録の登録状況でございます。個人情報の登録件数は511件で、昨年は489件でしたので若干増加しております。下にございます個人情報ファイルは、104件の登録がございます。

次のページが新規登録業務、登録廃止業務となっております。新規登録の業務は27件、もう一枚おめくりいただきまして、廃止の業務が17件となっております。

次の資料、第5号につきましては、個人情報を取り扱う業務を外部委託したものの一覧でございます。個人情報取扱業務の透明性を確保する趣旨から、審議会に報告することとしております。データ処理、通知書等の大量交付、専門的業務の共同処理などで業務委託としております。

次の資料第6号でございますが、指定管理者制度適用施設の一覧でございます。平成18年度から指定管理者制度が導入されておりますが、ご覧の施設を指定管理者によって運営してございます。

次の資料第7号は、個人情報を目的外利用した業務の一覧でございます。法令に定める場合や当審議会のご意見を伺い、目的外利用が認められたものにつきまして、区の内部で、本来の業務以外の業務に利用しているものがございます。税情報や福祉・年金関係の情報を福祉、介護・医療関係業務に利用していることを示しております。

次の資料第8号は、個人情報の外部提供をした業務の一覧でございます。外部提供につきましては、区の機関以外への個人情報を提供したものがございます。税の情報や、食品衛生監視業務に係る個人情報を他の官公庁へ提供しております。

外部提供の根拠といたしまして、審議会（事前一括承認）とあるものが大部分を占めてお

りますが、これは、審議会一括承認事項の中で、個人情報提供を受ける側の根拠法令に、「調査することができる」「照会できる」など、いわゆる「できる」規定がある場合で、提供の可否につきまして区側で一定の判断をした上で提供することができるかとされているものに該当するものでございます。

次の資料第9号は、外部結合した業務の報告でございます。外部結合とは、実施機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線を結合して情報提供するものでございます。これは、平成14年に開始しました住民基本台帳ネットワーク、22年度から開始いたしましたマルチペイメントネットワークを利用した住民税、軽自動車税の収納が該当いたしますので、その状況をご報告するものでございます。

外部結合による情報提供の詳細は、資料にございますとおりでございます。

以上が、資料第4号から第9号まで、個人情報保護制度に係る報告案件でございます。

次に、資料第10号、こちらは昨年度の当審議会及び文京区情報公開及び個人情報審査会の開催状況でございます。審議会につきましては、資料にありますように昨年度1回開催し、報告案件、定例の報告を行っております。審査会につきましては2回開催しておりますが、新規の救済申出は5件ございました。事案の概要と審査結果は資料にあるとおりでございます。

以上が事務局からの定例の報告でございます。

○内山会長 資料についての説明は終わりました。このことについて、各委員からご質問、あるいはご意見があれば頂戴させていただきたいと思っております。

担当事務局が企画政策部から総務部に変更になったということですが、事業の実施の内容等については変更された部分はあるのでしょうか。

○総務課長 所管につきましては、変更になったわけでありましてけれども、基本的な業務の流れ等については現状のまま従来と変わりはありません。

○内山会長 そうですか、はい、わかりました。

それから、もう一点、資料の外部提供について、突然伺って用意があるかどうかわかりませんので、なければお答えいただかなくても結構なのですが、資料8で、弁護士会からの照会について回答したということがあって、これはあらかじめ当審議会の承認が得られているという中で運用されているということですが、弁護士会からの照会については、回答することについての可否について何かご検討された上で回答しているのか、または自動的に全てのことについて回答しているのか、そこら辺の公開についての文京区の姿勢みたいなものがある

れば。

なければ、一方的な意見だけのことですけれども、弁護士会からの照会というのは、弁護士法で弁護士会が官公庁に照会できるということになっていますけれども、全てのことに就いてそのまま対応すると、あるいは対応すること自体が不適法だ、適当でないというような判断がされたこともありますので、文京区として開示することが相当かどうかについての判断をすることが必要だとは思いますが。多分そうしているのだと思いますけれども。

○総務課長 昨年度、弁護士会から2件ございまして、番号で言いますと25番のところ、こちらにつきましては、食品衛生の監視指導業務でございますので、通常の外部提供と同じ取扱いをしてございました。また、もう一件ございまして14番にある案件でございますけれども、個別案件ということで、会長がお話しになりましたように、その都度の判断をさせていただいた上で提供しているというのが現状でございます。

○内山会長 はい、わかりました。

○前田副会長 今の話では、実は警察署の照会も同じで、刑事訴訟法第197条第2項に基づき照会があったためという、これも実は同様の観点から考えなければいけないのですけれども、そのあたりの点は、今ここには根拠として本人同意と書いてありますけれども、それを前提にやられたということによろしいでしょうかね。

○内山会長 本人同意というのがありましたね。

○前田副会長 恐らく弁護士会のほうも、よく、この197条の第2項で警察から照会があって、基本的には法令に基づくので、これは情報開示すべきかということなのですけれども、個別に判断をさせてもらっていて、開示が適当でない場合にはその理由を警察のほうに書かせてもらうということで、意思の疎通の確認を図るというふうにしていますけれどもね。

○内山会長 わかりました。今のことで、警察からの刑訴法に基づく照会で、本人同意というのは、文京区のほうで本人に確認をする作業をしているということですよ。法令に基づくということで、当然に外部提供するのかわかったら、そうでない部分もあるということですね。

○総務部長 はい、そうですね。狂犬病の予防業務なんかも、そのまま意見書にということでやっていますけれども、このケースは消費者相談絡みだったら多分、本人の了解をとった上でしていますから。

○前田副会長 そういう意味では、審議会、事前一括承認という根拠が若干説明不足というか、もうちょっとわからないところがあるのかもしれないですが、それは具体的に所轄のほうで

そうやっているというふうに理解してよろしいでしょうね。個別に判断をしていると。

○総務部長 できる規定なので、できればですけども、物によっては本人の同意をいただいた上で対応するということです。

○前田副会長 刑訴法のこれも、できる規定ですもんね。

○内山会長 そうです、みんな。それで、ただ、条例上は法令に根拠があるからということで、当然できるのではなかったでしたか。審議会の事前同意が必要だということになっていましたかね。多分、慎重にやられるということだから、いいのだと思いますけれども。

○総務課長 意見書はできる規定ということでございますので、ねばならないではありませんので、その案件ごとにその判断をさせていただいていることとなります。

○内山会長 はい、わかりました。

○宮内委員 私も、浅くて簡単な質問というか、当たり前の回答になってしまうかもしれませんが、資料2-2号の3ページ目の24031、これは小学校で起きた子供同士のトラブルに関して、学校、相手、当方の三者話し合い議事録。これは公開とあるのですが、この公開はどういう意味なのですか。それは学校にその議事録を公開したのか。

○内山会長 誰から請求があって開示をしたのかということ。

○総務課長 ここでは、個人の情報ということになりますので、第三者ではない保護者という形となったのかなという、ちょっと推察で申し訳ないのですけれども。

○内山会長 恐らく、この説明を見ると、小学校の中で児童同士のトラブルがあって、その一方の児童の保護者から個人情報の開示請求があって開示をしたと、そういうことでしょうかね。

○総務課長 はい、そうです。

ただいまの件、やはり、確認をしましたら当事者、学校と相手方とご本人といますか、保護者の方の三者での話し合いをしたときの議事録ということで、その保護者からの請求があったものでございます。

○宮崎委員 1点、よろしいですか。

○内山会長 はい、どうぞ。

○宮崎委員 資料第7号になりますけれども、目的外利用についての1番の防災課がやっている災害時要援護者登録名簿作成業務で、目的外利用をした理由として、文京区高齢者安心見守りネット事業において、区内高齢者の各種サービスの利用状況等を一括して把握する必要があるというので、この要援護者に対しての個人情報って、なかなか難しい問題があって、

この1番についてちょっと詳しく説明をしていただきたい。

実は、私もこの要援護者登録名簿、持っているのですね。実は諸岡委員も町会長ですから持っている、私も町会長。それで、これはなかなか難しくて、皆さんの一応の希望を出していただいてやるのですけれども、中には本当に拒んでしまう人もいますのですよ。そこの兼ね合いが難しくて、町会としては、やはりいざというときにはその人たちを把握していないといけない。そのほか、たくさんあるのですね。民生委員さんと一緒にやっているのですけれども、いつもこの個人情報に壁になっているということなどで。

○総務部長 これは、この備考欄に22年12月14日答申ということで、災害時要援護者登録名簿自体が、いわゆる災害弱者の情報を町会ですとか警察、民生委員ですとか、あらかじめお渡ししておいて、災害時にその確認等していただくという、そういう目的の名簿でございますので、高齢者の見守りのための事業に使うというのは名簿の本来の目的ではないということ、本来であれば別の目的に使うことについて本人同意を一人一人いただかなければいけないところなのですが、それについてこちらの審議会でも本人同意を得なくても、高齢者見守りのために流用しても、目的外利用してもいいですよというご判断をいただいたものでございます。たしか前田副会長からは、1,000人か2,000人ぐらいだと、そのぐらいだったら本人同意だつてとれるんじゃないかというようなご意見もいただいて、若干その、はっきり覚えてないですが、少し対象を絞るようなことをやっでご了解いただいた案件だったかと思えます。

○前田副会長 思い出しました。22年ですか。

○総務部長 はい。

○前田副会長 ついこの間も、議論でやったものですから。

会長もご記憶かと思えますけれども、当時、高齢者の方が亡くなられて、後日わかるというようなことがあったりして、それについて、どうしたらその当時、その高齢者の方たちの生活を見守ることができるかという議論でこれが出てきたのですね。そのとき、実は当初出てきたのは3,000人ぐらいの方たち一括してその情報を提供していいのではないかという話があったのですけれども、ちょっと待てと、3,000人もいるんだつたら、ちょっと絞ってくれないかという話があって、再度、町会の方たちとか民生委員の方たちをお願いをして絞り込んでもらったんじゃないですか。

○総務部長 そうです、はい。

○前田副会長 そうですね。絞り込んでもらって、その最後に何名か残ったので何とかできな

いかというので、この目的外利用ということがこの審議会で了解されたというふうに記憶しています。

ですけれども、今のご意見で感じたのは、その後これがどういうふうにご利用されて、効果があるのかなのか、むしろ垂れ流し状態にあるときに、このまま審議会でも通年通してもいいとなったからそのままずっと続けているのかということ、それも何か個人情報の管理の問題でいかがかなというふうには、今思いましたね。効果のないものを垂れ流ししていてもしょうがない話ですのですね。

○総務部長 今日少しそこまでの用意はできてないのですが、所管のほうに利用実態であるとか、やってきた効果については確認をして、次回になってしまおうと思うのですが、こちらのほうにご報告をできるようにしたいと思います。

○前田副会長 つまり、個人情報を利用してもいいという限度内なのかどうかですよ。これだと健康状態もあるわけで、その方の生活状況を全部知っているということになりますね。

○内山会長 所得は別ですけれどもね。

○宮崎委員 どの病院に行っているとか、そういうのは皆、書いてありますね。

○前田副会長 わかります。それについても、以前、情報開示の件で出てきたのですよね。たしか、そうですね。どういう病院にかかっている、どういう病気かということはデータとしてわかって。

○宮崎委員 病気自体もわかってしまう。

○前田副会長 わかってしまう。安倍首相の今の病状もわかってしまうというデータの利用もありますね。

○諸岡委員 その件について、中には町会で、この前の地震のときに、中には入らないでしょうけれども、そのような家庭をずっと見て歩いたという町会の方もいらっしゃいました。ただ、要援護者のほうに、こちら側の援護するほうの人は知らせてないのですね。一方的なのです。だから、中には名簿をもらっても、どこにその人が住んでいるのかわからないからというので、家を訪問はしないのですけれども、尋ねて歩いた人もいますよね。私の場合は、大体町内の方はどこに誰が住んでいるというのはわかっていますので一々見なかったのですけれども、わからない人もいますので、名簿を見て、あっ、このうちですかなんて言って。私に、この人はどこに住んでいるのかと聞かれたこともありましたが、相手方に話してはいけないということですから。相手方、要援護されるほうの方は、誰が来るかということがわからないですね。それでいいのでしょうか。

- 総務部長 一応、事前にどこに提供しますということは、お知らせした上で、名簿に載せることを同意した方だけを載せている形になっています。提供先は、町会、警察、消防、民生委員。
- 諸岡委員 相手方は、要援護される方は私どものメンバーはわかってらっしゃいますか。
- 総務部長 ええ。町会とか民生委員とか警察に名簿を渡しますよということを説明した上で、了解をいただいて登録しているという形はとっています。
- 宮崎委員 ちょっと似たような話なのですが、新宿区では、大震災が起きたときに、この災害時要援護者の方々やひとり住まいの人たちに、実は旗を渡して、それでいざというときに、その災害が終わってからその旗を自分のうちのところに出すと、そういうようなことを今やっていて、それはオーケーになって、やるようになった。じゃ、文京区の町会もどうですかと、うちはちょうど隣合っているものですからそういう話が出ているのですけれども、それもこの個人情報でそこまで果たしてやっていいのかとかいろいろな意見が出てまして、それをまた調べに行くのも大変だとかいろいろありまして、反対する町会もあったりして、今、同じような問題が出ているのですよ。
- 内山会長 なるほどね。恐らく、災害時のための対応、災害時に対応するための業務ということですから、幸せなことにといいですか、災害が起こってそのようなことが効用を発揮したということはまだないのかもしれませんが、来たるべき大震災といいですか、想定されているということですが、そのときに多分こういうものが効用を発揮するのだと思いますけれども、そんなことがなければいいのですけれども、そのときにどうするかということですよ。
- 知られたくないといいますか、役所には当然法令上のことですから、情報が集中するのはやむを得ない部分があるのでしょうかけれども、それ以外のまちの方々に、自分の健康状況ですとか身体状況を知られたくないとお考えの方は、恐らくおられるでしょうね。ただ、知られたくないからといって、知られぬまま、その大震災とか起こったとき、火災等が起こったとき救助しないで不幸なことになってしまうということがあったとすれば、それはそれで問題のような気がしますし、難しいところだと思いますけれどもね。
- 総務部長 障害のある方は、なかなか登録してくれないということがあるので。割と高齢者の方は登録していただいているのですが、なかなか障害のほうが進まないというふうに聞いています。
- 内山会長 そうですね。障害も、身体的な障害のほかに精神的な障害の方ももちろんいるし、

いろんなことで災害時にその緊急の対応ができないという方がおられるというときに、それをどうやってやるのか。役所が持っているも、多分災害時のときに駆けつけられないですよ。頼りになるのはやっぱりまちの方といたしますか、近くの方なので。しかし、だからといって、情報が垂れ流しになるというのは、それはそれで困るし。

○平本委員 今、情報提供された方は法律上守秘義務が課せられている方だけなのですか。例えば警察とか消防、民生委員、あとどこですか。

○総務部長 町会。

○平本委員 町会の方は守秘義務はないのですか。

○宮崎委員 いや、やっぱりあるのです。

○平本委員 法律上という意味です。

○内山会長 ないですよ。

○平本委員 そうすると、民生委員は法律上の……

○内山会長 準公務員ですが。

○総務部長 ちょっとよろ覚えで、申しわけないです。たしか名簿をお渡しするときに、町会にお渡しするときにも……

○内山会長 お約束はしていただくのですよね。

○宮崎委員 願いをされますね。それをしないと、やっぱり渡せないと思うのですよ。

○内山会長 ただ、刑事罰等が当然にかかるということにはならないのかもしれないと思えますけれども。

○平本委員 ある一定の守秘義務を課した方だけで、かつ実際の個人情報で言うと、どこの病院に行つてどういう病状かということがわかっていないと、実際には使い道がないですね。

○宮崎委員 本当にそうなのです。

○平本委員 何にも情報、的確な情報がないと、どういう症状を持っていて、カルテのある病院はどこかということもわからなくて、多分対応はできないから、私は、そういう守秘義務はちゃんと守られているなら、それはある程度提供するということが、継続していなくてもそうおかしくないのではないかという感じはしますけれどもね。

○内山会長 起こった事態があつてから、後から考えて、そのほうがよかつたというふうなことがあるかもしれませんが、今そういうことが幸いにして起こらない状態の中で、ということが必要なのかというのは、これは審議会のほうですから、諮問があればご検討いただくということにはなりますけれども、すぐには恐らく回答がなくて、行政、いろいろな

施策をする中で工夫をしているというところだと思いますけれども、一概に何か定まった取扱いをしているわけではなさそうですよね。自治体によって違うというふうなことが起っているように思えますよね。

○総務部長 まだ名簿を作っていない自治体もかなりあるようでして、今度、災害対策基本法を改正して、名簿を作るのは自治体に義務づけるようなこともあるようですので。

○内山会長 ですよ。

○総務部長 はい。

○内山会長 それでは、今いただいたご意見も含めて、そのようなことがあったということを前提に、行政のほうで考えていただくものはお考えいただきたいと思えます。

そのほかにご意見が……

なければ、定例の報告については、報告をいただいたということにさせていただきたいと存じます。その上で、3の議事ですけれども、(2) その他ということになってはいますが、その他ということで何か用意されていることはあるのでしょうか。

○総務課長 事務局からでございますけれども、当審議会の任期につきましては、本年の6月末をもちまして任期は満了となります。それまでの間、こちらからもご報告の案件については予定がございませんので、恐らく今日が最後になるのかなと思えますが、この2年間、制度の適切な運用のためにご尽力をいただきまして、まことにありがとうございました。各団体からご推薦をいただいております方々につきましては、別途それぞれの団体に推薦の依頼をさせていただく予定でございますので、よろしくお願いをいたします。また、既に、区報の5月10日号で公募の方の募集記事を掲載させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○内山会長 以上ですか。

○総務課長 はい。

○内山会長 議事の、その他ということですが、任期が近々満了するというご意見でございますので、この際ご発言等があればいただきたいと存じますが。

4 閉会

○内山会長 なければ、これをもって、当審議会を終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。